

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和８年の主な災害で浮き彫りとなった新たな課題 －令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨の被害の概要から－
著者 / 所属	星 友佳 / 国土交通委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	488 号
刊行日	2026-10-27
頁	85-102
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20261027.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和 8 年の主な災害で浮き彫りとなった新たな課題

— 令和 8 年熊本地震及び令和 8 年 8 月千葉豪雨の被害の概要から —

星 友佳

(国土交通委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和 8 年熊本地震
3. 令和 8 年 8 月千葉豪雨
4. おわりに

1. はじめに

令和 8 年熊本地震は、近年にはあまり例のなかった夏の猛暑の時期に発生した大規模な地震であり、熊本県は、平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨、令和 7 年の大雨に続き「四重苦」を抱えることになった。また、令和 8 年 8 月千葉豪雨では、河川整備だけでは対応が困難な内水氾濫が各地で同時多発的に発生するなど、従来の治水対策や防水対策のみでは十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威が顕在化した。本稿では、令和 8 年に入って多数の死傷者が発生した二つの災害の被害状況、採られた対応及び顕在化した主な課題について概観する。なお、千葉県及び神奈川県での土砂崩れによる多数の死者や、印旛沼の堤防決壊などの被害を発生させた令和 8 年台風第 25 号に関しては取り上げていない。

2. 令和 8 年熊本地震

(1) 地震概要¹

令和 8 年 7 月 28 日 (火) 午後 4 時 27 分、熊本県熊本地方を震源地とする地震が発生した。震源の深さは 16km (暫定値)、地震の規模 (マグニチュード) は 7.1 (暫定値) である。最大震度である震度 7 を観測したのは熊本県宇城市及び同県氷川町、震度 6 強を観測したの

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和 8 年 10 月 13 日である。

¹ 国土交通省「令和 8 年熊本地震による被害状況等について (第 53 報)」(令和 8 年 10 月 5 日 12:00 現在)

は熊本県内の3市3町（熊本市、八代市、宇土市、美里町、益城町、嘉島町）である。地震活動の状況については、7月28日午後4時27分の最大震度7の地震以降、震度3以上を観測した地震が107回発生した²。なお、7月28日午後4時29分に津波注意報が有明・八代海に発表され、同日午後6時10分に解除された。

（２）人的・住家被害状況³

ア 人的被害

熊本県で死者38人（八代市20人、宇城市3人、嘉島町7人、甲佐町1人、氷川町5人）及び災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡した可能性のある死者2人）が生じた。また、負傷者が熊本県で375人（重症45人、中等症・軽症・分類未確定の合計で330人）⁴、福岡県で2人、大分県で1人、鹿児島県で1人生じた。

イ 住家被害

熊本県では、合計76,482棟が被害を受けた（全壊2,352棟、大規模半壊889棟、半壊6,677棟、一部破損62,397棟、分類未確定4,167棟）⁵。このほか、福岡県で一部破損8棟、山口県で一部破損2棟の被害が生じている。

（３）避難状況

避難所は最大で506か所に設置され、避難者は最大で9,931人⁶に上った。なお、10月9日時点で、熊本県の7市町（熊本市、宇土市、宇城市、八代市、美里町、御船町、氷川町）に合計25か所の避難所が開設されており、1,266人が避難している⁷。

（４）主なインフラの被害及び対応⁸

ア 水道

（ア）上水道の被害

4県14市町で、最大約108,100戸に断水が発生した。8月28日に全ての水道本管の応急復旧が完了した⁹。国土交通省は、日本水道協会の協力を得ながら、1日最大78班約270人体制で全国の水道事業者及び工事業者を派遣し、地上への仮設配管も活用しながら、被災した水道本管の応急復旧を支援した¹⁰。

² 令和8年10月5日午前9時時点の回数である。

³ 総務省消防庁応急対策室「令和8年熊本地震による被害及び消防機関等の対応状況（第66報）」（令和8年10月5日12:00）

⁴ 熊本県災害警戒本部「令和8年熊本地震に係る被害情報（第62報）」（令和8年10月9日14:00現在）

⁵ 熊本県災害警戒本部「令和8年熊本地震に係る被害情報（第62報）」（令和8年10月9日14:00現在）

⁶ 内閣府「令和8年熊本地震に係る被害状況等について」（令和8年10月5日12:00現在）

⁷ 熊本県災害警戒本部「令和8年熊本地震に係る被害情報（第62報）」（令和8年10月9日14:00現在）

⁸ 主に、内閣府「令和8年熊本地震に係る被害状況等について」（令和8年10月5日12:00現在）及び同（令和8年9月9日12:00現在）を基に記述している。

⁹ 断水解消に要した期間は、10年前の平成28年熊本地震では約3か月半、令和6年能登半島地震では約5か月であった（金子恭之国土交通大臣会見要旨（令8.8.4））。

¹⁰ 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課（上下水道審議官グループ）「令和8年熊本地震における水道の応急復旧完了のお知らせ」（令8.8.28）

（イ）井戸の被害

熊本県は地下水が豊富である。特に八代市は球磨川由来の地下水が豊富なため、水を井戸からくみ上げて生活用水に利用する人が多く、水道普及率は52.1%¹¹である。また、熊本市では市民の水道水の100%を地下水で賄っており、市内102本の井戸から市内一円に配水している¹²。

このように、被災地で多く使われている井戸への対策を進めるため、国土交通省は8月11日に熊本県・市等の関係機関と連携し設置した「井戸水対応チーム」を中心に、全国さく井協会、地質調査業協会、建設業協会等の協力の下で井戸の調査、洗浄を順次実施した。また、洗浄等により水が出ない場合は井戸の修理（掘り直し等）を実施した。

イ ガス（イオンモール熊本爆発事故）

7月28日、地震から約1時間20分後となる午後5時50分頃、イオンモール熊本（嘉島町）において爆発事故が発生し、死者7人、負傷者26人¹³の人的被害が生じた。午後5時には客と従業員の避難はいったんすべて完了した¹⁴が、再入館した専門店の従業員が死亡した¹⁵。

事故原因については、イオンモール熊本にL Pガスを供給していた企業から熊本県に対して「何らかの原因で建物内のL Pガス配管が損傷し、そこからL Pガスが漏えいしたものと推定される」、「漏えいしたL Pガスがモール内に入り込み滞留し、その後何らかの火源に引火して爆発を引き起こし、結果として建物損壊に至ったものと推定される」との報告があったと報道されている¹⁶。

ウ 道路

地震発生後、7月29日の朝には被災地への主要アクセスとなる国道3号及び国道57号のアクセスが確保された。

（ア）高速道路

高速道路については、発災当初は3路線17区間（約142km）が通行止めとされた。8月14日午前6時に、一部対面通行（川田橋付近）となるが橋りょう等の損傷により通行止めとなっていた九州自動車道の松橋IC～えびのIC間の規制が解除され、九州自動車道全線で一般車両も通行可能となった。これにより、福岡側と宮崎側の双方から八代までのアクセスルートが確保されることとなった。また、8月18日午前6時には、南九州自動車道について、八代南IC～田浦IC間の規制が解除され、一般車両も通行可能となった。これにより、南九州自動車道による八代へのアクセスルートが確保されることとなった。なお、10月5日午前8時時点で、南九州自動車道の八代JCT～八代南IC

¹¹ 熊本県環境生活部環境局環境保全課「熊本県の水道」（令6.3.31現在）

¹² 熊本市ウェブサイト「世界に誇る地下水都市・熊本」

[〈https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji00320463/index.html〉](https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/kiji00320463/index.html)

¹³ イオン株式会社「イオンモール熊本の爆発事故について（第3報）」（令8.8.2）

¹⁴ 日本経済新聞電子版「イオンモール熊本、地震80分後に爆発 「一度は全員避難」経緯説明」（令8.7.29）

[〈https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UD298HC0Z20C26A7000000/〉](https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UD298HC0Z20C26A7000000/)

¹⁵ イオン株式会社「イオンモール熊本の爆発事故について（第5報） 避難後の再入館について」（令8.8.11）

¹⁶ NHK ONE『「イオンモール熊本」 ガス会社が報告 “配管損傷し漏えい”』（令8.8.21）

[〈https://news.web.nhk/newsweb/na/nb-5000030407〉](https://news.web.nhk/newsweb/na/nb-5000030407)

の1区間が断層ずれの影響を大きく受けた妙見第一橋の損傷のために未だ通行止めとなっている。同橋りょうは令和10年末頃に通行止め解除の見込みとされている。

(イ)「道の駅」の対応¹⁷

道の駅が発災直後の広域応急復旧活動の拠点として活用されたほか、全国の道の駅に配備されている防災用コンテナ型トイレがプッシュ型で被災地に派遣される等、早期復旧・被災者支援の取組が推進された。防災用コンテナ型トイレは、浄化处理システムにより、運用時に給水を行えば水洗用の水は不要であること、また、太陽光発電・バッテリー等の電源機能も有していることから、配備された道の駅が被災（断水・停電）した場合でもトイレの継続利用が可能である。現在、国直轄の道路区域を有する道の駅のうち、24駅にコンテナ型トイレが配備されている。このうち、15駅のコンテナ型トイレが被災地へ派遣された。

エ 鉄道

九州新幹線は地震発生後、一時全線が運休となった。その後、7月31日に博多～熊本間で、8月7日に新水俣～鹿児島中央間で運行が再開された。高架橋の損傷やレールのゆがみ、架線の断線等により運休が続いていた熊本～新水俣間は9月18日に運転が再開され、全線での運行が再開された。

在来線ではJR九州の鹿児島線が、橋りょうの変状やレールのゆがみ等により宇土～八代間で運転を見合わせていたが、10月10日に運転が再開された。運休期間中はバスによる代替輸送が実施されていたが、鉄道での所要時間は25分だったのに対し、バスでは約110分かかり、沿線の利用者からは「毎日の通勤や通学で使うには負担が大きすぎる」との声もあがっていた¹⁸。9月18日からは、九州新幹線の運行再開に伴い、熊本～新八代間において新幹線での振替輸送が実施された¹⁹。

肥薩おれんじ鉄道の肥薩おれんじ鉄道線は、軌道変状や架線断線等のため、八代～肥後田浦間が運休となっていたが、10月13日から全線で運行が再開された。なお、運休期間中、同区間ではバスによる代替輸送が実施された。

(5) 大型工作物の被害（日本製紙八代工場の煙突倒壊事故）

7月28日、八代市の日本製紙八代工場において、地震で高さ80メートルの煙突1本が中央付近で折れて倒れたほか、高さ110メートルと高さ70メートルの煙突各1本の計3本が壊れた²⁰。この事故により従業員ら9人の死者が発生した。倒壊した煙突は1970年に建設さ

¹⁷ 国土交通省 社会資本整備審議会 道路分科会 基本政策部会（第90回） 資料1「令和8年熊本地震、豪雨災害への対応」（令8.9.25）

¹⁸ 熊本県教育委員会などによれば、地震発生前にJRなどを利用していた生徒は、県立中・高・支援学校で約1,800人、私立中・高校で約900人の合計約2,700人いたとされ、通学できない生徒に関しては、オンライン授業や寮を開放するなど各学校で対応することとされたとの報道があった（熊本NEWS KAB ONLINE『『移動手段があるのは助かる』JR鹿児島線の代行バス区間が八代まで拡大 所要時間2時間の課題も』（令8.8.26））。
<<https://www.kab.co.jp/news/article/16836895>>

¹⁹ 朝日新聞オンライン「熊本地震で不通の在来線、新幹線で振り替え輸送実施へ 特急料金なし」（令8.9.12）
<<https://www.asahi.com/articles/ASV9C44J4V9CTLVB008M.html>>

²⁰ 熊本日日新聞電子版「＜2026年熊本地震＞損傷がない煙突1本も撤去へ 110メートルの強化プラスチック製、安全面を考慮 被災の日本製紙八代工場 八代市」（令8.9.11）

れたもので、同工場の工場長らは煙突について定期的に点検をしていたとする一方、耐用年数は把握しておらず、倒壊するという想定をしていなかったとも説明した²¹。

金子国土交通大臣（当時）は、9月1日の記者会見において、老朽化した煙突の地震による倒壊を防ぐため、法規制の検討を求める声が有識者から上がっていることに対する考えを問われ、「まずは有識者委員会²²で、原因究明・対策の方向性について議論をしていただき、その結果も踏まえ、関係省庁と連携して、法規制も含めて必要に応じ、具体の再発防止策を検討してまいります」と述べた²³。

（6）政府等の主な対応

ア 災害救助法の適用

7月28日、熊本県は熊本市を除く県内の9市10町1村に災害救助法の適用を決定した。また、熊本市は災害救助法第2条の2に基づく救助実施市²⁴の指定を受けていることから、同日、災害救助法の適用を決定した（同法の適用による効果は図表1参照）。

図表1 災害救助法の概要

1. 制度概要		
(1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。 (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。 (法第2条第1項) ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号） ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号） (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）		
	市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合	救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項） 救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項） 救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条） 掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）
2. 救助の種類、程度、方法及び期間		
(1) 避難所の設置（S22～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(11) 埋葬（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(12) 死体の捜索・処理（S34～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(8) 福祉サービスの提供（R7～）	(13) 障害物の除去（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(9) 住宅の応急修理（S28～）	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(10) 学用品の給与（S22～）	
○ 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号） ○ 特別基準：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）		

（出所）内閣府資料より一部抜粋

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf>

²¹ 熊本NEWS KAB ONLINE「煙突崩落の原因は…専門家による調査委立ち上げ 日本製紙社長ら会見」（令8.8.5）
<<https://www.kab.co.jp/news/article/16787778>>

²² 国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所が開催する「令和8年熊本地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」。

²³ 金子恭之国土交通大臣会見要旨（令8.9.1）

²⁴ 災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度である（平成31年4月1日施行）。指定都市の中から申請に基づき国が指定する。

イ 被災者生活再建支援法の適用

8月10日、熊本県は県内全域に被災者生活再建支援法を適用した。

ウ 激甚災害の指定

8月7日に内閣府は、令和8年熊本地震による災害を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」²⁵（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害（「本激」²⁶）に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助²⁷、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置²⁸等の措置を適用することを発表した。なお、9月15日には、新たな適用措置（4項目、本激）の追加指定に関する政令が閣議決定され、同月17日に公布・施行された。また、8月25日には熊本県の2市3町（八代市、宇城市、御船町、嘉島町、氷川町）が局激として指定され、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例を適用措置とする政令が閣議決定され、同月28日に公布・施行された。

エ 予備費の使用

8月4日に政府は、令和8年熊本地震の対応のため、総額242億円の予備費の使用を閣議決定した。内訳は①プッシュ型の物資支援（24億円）、②都道府県等の行う救助業務への支援（12億円）、③応急復旧を含めた災害復旧（206億円）である。

オ 自衛隊による支援²⁹

7月28日午後5時30分に、熊本県知事から陸上自衛隊第8師団長に対して災害派遣要請が行われた。9月13日に活動を終了するまでの間、延べ約192,200名（最大時約5,100名態勢）が、人命救助・行方不明者の搜索、患者の輸送、物資輸送（クーラー、ペットボトル飲料水、水再生型シャワー等）、給水支援、入浴支援等に当たった。

（7）令和8年熊本地震で浮き彫りとなった主な課題

ア 猛暑の中での避難生活

地震発生以降、被災地では連日猛暑が続き、8月3日には熊本市で40.3℃を記録して熊本県での観測史上初の酷暑日となる中で、避難に当たっての暑さ対策が課題となった。しかし、全国の半数を超える自治体で、災害時の避難所指定を受けている公立小中学校の体育館への冷房設置が進んでいない状況にあり、令和8年熊本地震では、猛暑の中、避難所として使用している冷房のない武道場に設置工事が不要なスポットクーラーを急ぎょ運び込んだケースがあった³⁰。また、7月30日に自宅で車中泊をしていた70歳代女性が熱中症の疑いで死亡するという事案も発生した。

イ 車中泊・在宅避難等により避難生活を続ける住民への支援

²⁵ 災害対策基本法第97条を受けて制定された法律で、災害復旧に係る地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものである。

²⁶ 地域は指定されず、全国が対象となる。

²⁷ 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げする。

²⁸ 農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げする。

²⁹ 防衛省「令和8年熊本地震に係る災害派遣について（最終報）」（令8.9.13）

³⁰ 『東京新聞』（令8.9.23）

発災後当初、避難所となった学校体育館などで雑魚寝を余儀なくされるなど、衛生及びプライバシーを含む生活環境上の課題が指摘されたこと、また、余震への懸念もあって、避難所よりも車中・在宅・軒先避難などを選択する多数の被災者が地域に点在することとなり、避難所以外で避難生活続ける人に対する支援の実施や実態の把握が課題となった。しかしながら、避難所外避難者への戸別訪問・体調管理活動は膨大な人員と時間を要する。災害時の通信の回復が早くなり、低軌道衛星を利用したインターネットサービスのスターリンクも利用が始まっていることから、避難所外避難者からの発信によってどこに誰がいるかという管理を早急に行い、必要な対応や物資を届けるといった取組も選択肢の一つになるとの指摘がある³¹。

ウ 支援物資の滞留

国は近年の災害で被災自治体の要請を待たずに物資を送る「プッシュ型支援」に取り組んでいるが、大量に届く物資を仕分けし、避難所へ運ぶ人手などの不足から、全国から寄せられた支援物資が被災自治体の集積拠点で目詰まりを起こし、被災者に届かない状況が生じた³²。支援物資を迅速円滑に避難所まで届けるためには、「どの避難所にどのトラックで、誰が運ぶのか」といったプロの物流知識（運行管理）が必要となり、マンパワーが不足する小規模自治体にとってハードルは一層高いことから、このラストワンマイル問題の解消に向け、発災直後から物流企業が自治体の支援物資を巡る調整・決定プロセスに入り込む形の連携に転換することが急がれるとの指摘がある。また、被災地の流動的な環境への迅速・適切な判断、必要な設備・装備の搬入・設置、物資の過不足調整などに関する指揮・調整ノウハウを持つ企業に、「司令塔機能」を任せる選択肢もあり得るとの指摘もある³³。

エ 井戸の復旧の遅れ

八代市で国や県などの井戸水対応チームが把握した詰まりや水の濁りといった約3,600件の不具合のうち、9月24日時点で解消したのが531件だったことが分かった。地震から約2か月経過しても解消が2割未満なのは業者不足や高額な費用が原因であるとされている。井戸は個人資産で、本来は支援対象になってこなかった³⁴が、井戸等の修理による飲用水の確保が令和8年熊本地震において特有に発生した喫緊の課題であり、災害救助法施行令第3条第1項に定める一般基準によっては対応し難いため、同施行令第3条第2項に基づき定めた特別基準として実施されることとなり、費用面の支援として、熊本県は9月に、被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等に損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、一世帯当たり757,000円(税込)を上限として修理費を補助することを発表した³⁵。また、9月25日には熊本県が井戸掘削

³¹ 時事メディカル「関連死防止へ避難所の環境改善急務～熊本地震から見えてくる課題（上）～」(令8.10.6)
<<https://medical.jiji.com/topics/4492>>

³² 『神戸新聞』(令8.9.11)

³³ 時事メディカル「活動低下、生活不活発病・フレイルに懸念（下）～」(令8.10.6)
<<https://medical.jiji.com/topics/4497>>

³⁴ 『神戸新聞』(令8.10.2)

³⁵ 熊本県『『令和8年熊本地震』により被災された皆様へ』
<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/282038_900222_misc.pdf>

業者の公募を開始³⁶し、国土交通省が全国からの工事業者の確保などの支援を実施している。

（８）「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」の決定

政府は８月２７日の令和８年熊本地震非常災害対策本部において、緊急に取り組むべき施策について、「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」を決定した（図表２参照）。その上で、本パッケージを実行に移すため、総額１,４７８億円の予備費の使用を８月２８日に閣議決定した。

図表２ 被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ

（令和８年８月２７日 令和８年熊本地震非常災害対策本部決定）【概要】

【基本方針】

- 被災地は、平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和７年の大雨に続き、今般の災害によって「四重苦」に見舞われた。
- 多くの方々が猛暑の中で厳しい避難生活を余儀なくされている。被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として取りまとめ、予備費等を活用し、機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかり耳を傾け、「できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くす。

【主な緊急対応策】

（１）生活の再建	（２）なりわいの再建	（３）災害復旧等
● 避難生活環境の改善 ・必要物資の支援（プッシュ型からプル型に移行） ・ホテル・旅館等への二次避難を支援 ・拠点避難所の環境整備と避難者の移送支援 ● 住まいの確保 ・罹災証明書早期交付のための人的支援等 ・全壊・半壊家屋の解体・撤去への支援 ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理への支援 ・被災者生活再建支援金の迅速な支給 ● 災害廃棄物の処理 ・仮置場・広域処理に係る調整・支援 ● 切れ目のない被災者支援 ・車中泊等を含む被災者の見守り・相談支援 ・医療・介護・福祉ニーズへのきめ細かな対応 ・心のケア ・こどもの居場所確保、学習支援 ・特定非常災害の指定による権利利益の保全等 ● 金融支援等 ・既往債務の返済条件緩和、債務整理の支援	● 被災事業者等の支援 ・施設・設備の復旧に対してなりわい再建支援補助金並みの補助率で支援 ・災害復旧貸付の金利引下げ、別枠での信用保証による資金繰り支援 ・既往債務を抱える被災事業者への支援 ・被災地域の生産機能の回復に向けた支援の検討 ● 農林漁業者の支援 ・共同利用施設等の再建や再編集約・合理化、農業用機械・施設の再取得・修繕を支援 ・営農再開に向けた支援（種子・種苗の購入等） ・農林漁業者に対する資金繰り支援 ● 観光関連産業の復興に向けた支援 ・風評対策のためのプロモーションの実施 ・宿泊料金等の割引支援策による観光需要の喚起 ● 地域の雇用対策等 ・雇用調整助成金の特例措置	● 公共土木施設等の迅速な災害復旧 ・国直轄施設等の迅速な復旧 ・激甚災害（本激）への指定による、災害復旧事業に対する国庫補助のかさ上げ - ー公共土木施設（道路、河川等） - ー農林水産業施設（農地・農業用施設、林道等） ・上下水道の早期復旧、井戸の復旧への支援 ・TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援 ・八代港の国による管理代行 ・復旧復興事業に係る中長期的な人的支援 ● 公共施設・公益施設等の災害復旧 ・医療施設、学校施設、庁舎、社会教育施設、文化財、社会福祉施設、交通安全施設、工業用水道、防疫用設備、衛生施設等の災害復旧を支援 ● 交通の確保 ・被災鉄道の早期復旧への支援 ・被災地における移動手段の確保、交通の円滑化

・地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置

（出所）内閣府資料より一部抜粋

<https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/nariwai_gaiyo.pdf>

３．令和８年８月千葉豪雨

（１）気象概要

令和８年８月１３日夕方以降、千葉県では線状降水帯が発生し、同月１４日未明にかけて記録的な大雨となった³⁷。特に千葉市では、８月１３日午後６時４８分までの１時間降水量が１１５ｍｍを、また、８月１４日午前１０時までの２４時間降水量が平年の８月の総降水量の３倍以上となる３６７ｍｍを観測し、観測史上１位を更新した。この記録的な大雨により災害発生の危険

³⁶ 熊本県環境生活部環境局環境保全課「令和８年熊本地震における被災井戸復旧のための井戸掘削業者募集要領」（令８. 9. 25）

³⁷ 内閣府「令和８年８月千葉豪雨による被害状況等について」（令和８年９月９日１２：００現在）。気象庁は、千葉県気象防災速報（記録的短時間大雨）を２５回発表した。

度が急激に高まり、重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、気象庁は8月13日午後7時30分から翌14日にかけて、千葉県の広い範囲にレベル5大雨特別警報（19市3町）やレベル5土砂災害特別警報（6市）を発表した。なお、レベル5大雨特別警報やレベル5土砂災害特別警報の発表は、気象庁が同年5月29日に新たな防災気象情報³⁸の運用を開始してから全国初であった。

（２）人的・住家被害状況

ア 人的被害³⁹

千葉県で死者13人（千葉市6人、市川市1人、佐倉市2人、柏市1人、市原市1人、八千代市1人、いすみ市1人）⁴⁰及び負傷者47人（重傷3人、軽傷44人）が生じた。アンダーパスや坂道で冠水が想定される場所で自動車内に閉じ込められ死亡した人が複数人確認されている。

イ 住家被害⁴¹

千葉県では、合計8,549棟が被害を受けた（全壊19棟、半壊3,384棟、床上浸水1,075棟、床下浸水3,728棟、一部破損343棟）。

（３）インフラの被害及び対応

ア 道路（被災車両への対応）

広範囲で道路が冠水し、多数の車両が浸水・水没した。千葉県内の道路上の被災車両は最大で約3,100台（うち千葉市の被災車両は約2,500台）に上ったとされる⁴²。千葉県及び千葉市は、8月14日午前8時に、緊急車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定により被災車両を排除（移動）できる区間を指定した⁴³。千葉市は、被災車両約2,500台のうち通行の支障となるおそれのあった約500台について、8月14日から路肩への移動を開始した⁴⁴。

国の千葉市に対する支援としては、国土交通省関東地方整備局が8月15日に車両移動用ドーリーの貸与、災害時応援協定に基づくレッカー車両⁴⁵の派遣及びリエゾン⁴⁶の派遣

³⁸ 河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくいとの声があった。これを受けて新たな防災気象情報では、発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されることとなった。気象庁は、この改善により避難行動と直結するレベルがすぐに分かり、避難判断の目安が明確になったとしている。

³⁹ 千葉県防災危機管理部「令和8年8月千葉豪雨について（第28報）」（令和8年10月8日14:00発表）

⁴⁰ 災害との関連調査中4人を含む。

⁴¹ 千葉県防災危機管理部「令和8年8月千葉豪雨について（第28報）」（令和8年10月8日14:00発表）

⁴² 内閣府 令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第1回）（令8.9.11）資料3 内閣府（防災担当）「令和8年8月千葉豪雨災害等の概要と課題」

⁴³ 内閣府「令和8年8月千葉豪雨による被害状況等について」（令和8年9月9日12:00現在）

⁴⁴ 内閣府 令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第1回）（令8.9.11）資料6 千葉市「令和8年8月千葉豪雨に伴う被害状況について」

⁴⁵ 追加派遣分を合わせて最大17台のレッカー車両を派遣した。

⁴⁶ 災害対策現地情報連絡員。災害が発生又は発生するおそれのある場合に、要請に基づき地方整備局から被災地方公共団体に派遣され、被害情報の収集や支援ニーズの把握を行う。

を実施した。翌16日からはTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）⁴⁷を派遣して、市道における被災車両の移動及びカラーコーン等の設置による安全確保を実施した⁴⁸。このほか、車両仮置き場の提供なども行った。また、8月18日には国、県を始め関係機関で構成するプロジェクトチームが設置され、被災車両への円滑な対応に向けた取組が推進された⁴⁹。

これらの支援を受けて、千葉市は市域全域にわたるレッカー撤去を8月17日から開始し、同月19日には幹線道路、同月22日には生活道路の作業が完了した⁵⁰。国及び県が管理する道路については、路肩に残る被災車両を含めて8月22日に撤去が完了した。また、その他市町については、路肩に残る被災車両を含め、8月31日に撤去が全て完了した⁵¹。なお、所有者と連絡が取れない車両については、引取りを円滑に進めるため、8月25日から車両番号の一部や車種などの情報をホームページに掲載する取組が行われた⁵²。

イ 鉄道（鉄道被害に伴う帰宅困難者の発生及び対応）

鉄道の運転見合せ等により、千葉駅や蘇我駅などの主要駅周辺では多数の帰宅困難者が発生した⁵³。

J R 千葉駅等のある千葉市は市役所庁舎を始めとする市施設や千葉県庁等の一時滞在施設を11か所開設し、約3,700人を受け入れた。なお、鉄道の運転見合せや道路の冠水によるバスやタクシーの運行が困難な状況下で、千葉都市モノレール⁵⁴が臨時列車の増発や終電時刻以降の運行を実施して、これらの一時滞在施設へ帰宅困難者を運んだほか、市民の帰宅を支援した⁵⁵。

また、J R 蘇我駅（千葉市中央区）では駅周辺が浸水したことから約4,000人の帰宅困難者が発生した⁵⁶。現地消防等が蘇我駅から一時滞在施設への帰宅困難者の輸送を実施していたが、千葉県の輸送力だけでは帰宅困難者への対応が困難となったため、8月14日午前5時に千葉県知事から陸上自衛隊に対して人員輸送支援等に係る災害派遣要請が行われた。これを受けて、陸上自衛隊は大型バス3台及びマイクロバス3台により、

⁴⁷ 災害時に、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、地方公共団体を支援する。主な支援内容は、①防災ヘリによる被災状況の把握、②自治体の支援ニーズの把握、③公共土木施設の被害状況の調査、④最新技術（ドローンや遠隔操作式の重機）の活用、⑤建設企業と連携した応急対応（寸断した道路の啓開活動や浸水被害が生じた地区の緊急排水）である（国土交通省「TEC-FORCEの支援内容（概要版）」）。

⁴⁸ 国土交通省関東地方整備局道路部「TEC-FORCEが千葉市内の市道の放置車両移動を支援します～国の道路啓開により市道の交通機能の早期確保を支援～」(令8.8.16)

⁴⁹ 内閣府「令和8年8月千葉豪雨による被害状況等について」(令和8年9月9日12:00現在)

⁵⁰ 内閣府 令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第1回）(令8.9.11) 資料6 千葉市「令和8年8月千葉豪雨に伴う被害状況について」

⁵¹ 内閣府「令和8年8月千葉豪雨による被害状況等について」(令和8年9月9日12:00現在)

⁵² 内閣府 令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第1回）(令8.9.11) 資料3 内閣府防災担当「令和8年8月千葉豪雨災害等の概要と課題」

⁵³ 内閣府 令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第1回）(令8.9.11) 資料3 内閣府防災担当「令和8年8月千葉豪雨災害等の概要と課題」

⁵⁴ 千葉都市モノレールは高架構造の軌道にぶら下がりて走行する「懸垂式」である。箱状の軌道桁に車輪などの走行装置が収められているため、雨や雪の影響を受けにくい。（『産経新聞』(令8.9.13)）

⁵⁵ 読売新聞オンライン「千葉豪雨で「懸垂式」のモノレールが本領、鉄道・道路寸断の中で増発や終電延長し移動の生命線に…Xに感謝の声」(令8.8.26) <<https://www.yomiuri.co.jp/national/20260826-GYT1T00196/>>

⁵⁶ 内閣府「令和8年8月千葉豪雨による被害状況等について」(令和8年9月9日12:00現在)

J R 蘇我駅から千葉県文化会館へ帰宅困難者 367 名の輸送を実施した⁵⁷。

(4) 政府等の主な対応

ア 災害救助法の適用

8月13日、千葉市は災害救助法の適用を決定した。また、同日から翌14日にかけて、千葉県は千葉市を除く県内20市4町に災害救助法を適用した。

なお、千葉市は災害救助法第2条の2に基づく救助実施市の指定を受けていることから、直接災害救助を実施した。

イ 被災者生活再建支援法の適用

県内で多数の住家被害が発生したことを受けて、9月11日に千葉県は県内5市（千葉市、佐倉市、市原市、八千代市、大網白里市）に被災者生活再建支援法を適用した⁵⁸。

被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度である。同法が適用された区域においては、全壊（損害割合50%以上）、大規模半壊（同40%台）、中規模半壊（同30%台）等の被害があった世帯に対して、被災者からの申請に基づき支援金が支給される。支援金の額は住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」（最高100万円）と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」（最高200万円）を合わせて最高300万円である。なお、国は支給された支援金の2分の1に相当する額を補助することとなっている⁵⁹。

また、9月11日に千葉県は被災者生活再建支援法適用外の県内市町村を対象として、県の制度である千葉県被災者生活再建支援事業を実施することを発表した。同事業は、被災者に被災者生活再建支援法と同等の支援金を交付する市町村に対して、県が費用の一部（8割）を負担するものである（支援金の額は被災者生活再建支援法と同額）⁶⁰。

ウ 激甚災害の指定

8月27日に内閣府は、令和8年梅雨前線豪雨、令和8年8月千葉豪雨等による災害（仮称）について、激甚災害法に基づく激甚災害（「本激」）に指定し、①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置⁶¹及び②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等⁶²の措置を適用する見込みとなったことを発表した⁶³。

⁵⁷ 千葉県防災危機管理部「自衛隊への災害派遣要請について」（令8.8.14）、千葉県防災危機管理部危機管理政策課「令和8年8月千葉豪雨に対する取組について」（令8.9.18）

⁵⁸ 千葉県防災危機管理部「令和8年8月千葉豪雨に係る被災者生活再建支援法の適用及び千葉県被災者生活再建支援事業の実施について」（令8.9.11）

⁵⁹ 内閣府「被災者生活再建支援制度の概要」

⁶⁰ 千葉県防災危機管理部「令和8年8月千葉豪雨に係る被災者生活再建支援法の適用及び千葉県被災者生活再建支援事業の実施について」（令8.9.11）。

⁶¹ 前掲注28

⁶² 国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

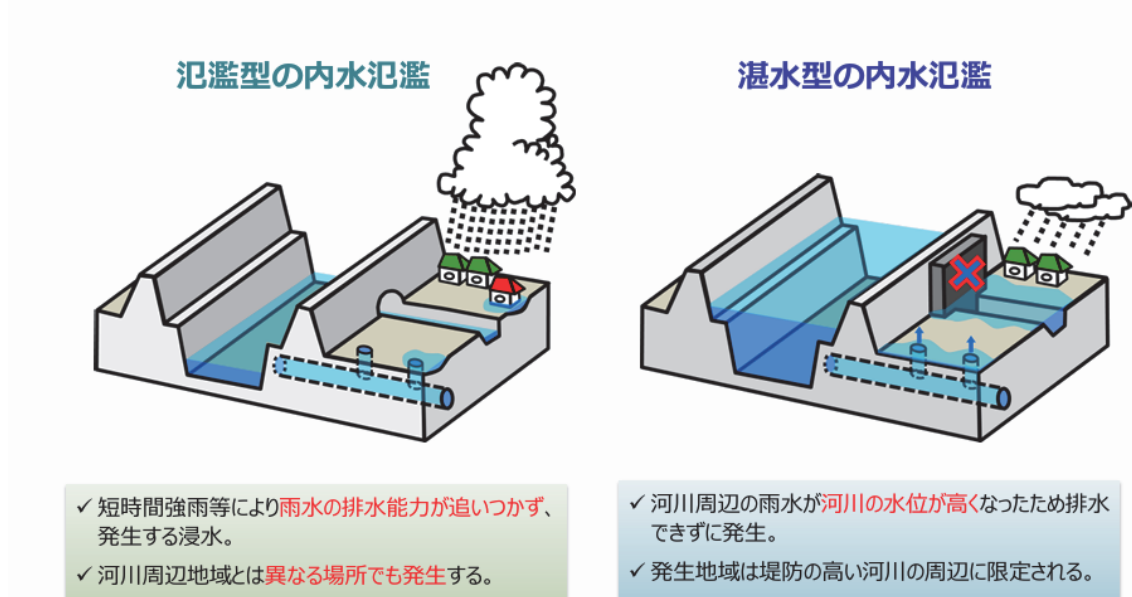
⁶³ 内閣府政策統括官（防災担当）「令和8年梅雨前線豪雨、令和8年8月千葉豪雨等による災害に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて」（令8.8.27）

（５）令和８年８月千葉豪雨において顕在化した主な課題

令和８年８月千葉豪雨では、雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれる「内水氾濫」⁶⁴（図表３参照）による被害が発生した。政府としても、今後に向けた検討として、内閣府と国土交通省において、それぞれ検討の場を設けている。

図表３ 内水氾濫の種類

- ・ 内水氾濫には、下水道の排水施設の能力不足等による「氾濫型の内水氾濫」と、河川等の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に発生する「湛水型の内水氾濫」がある。



（出所）内閣府 令和８年８月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第１回）（令8.9.11）資料３
「令和８年８月千葉豪雨災害等の概要と課題」（内閣府（防災担当））

ア 政府における対策検討の枠組み

（ア）内閣府（防災担当）

内閣府（防災担当）は、令和８年８月千葉豪雨において、住宅の浸水、帰宅困難者の発生や、多数の車両の水没など、住民生活に大きな影響が出ていることを踏まえ、大雨特別警報発表時の運転に係る緊急の情報発信や予防的な通行規制などのほか、被災者の生活となりわいの再建、被災地の復旧のために緊急に講ずべき施策について、被災自治体と連携して速やかに対応していくとしている（具体的な緊急の支援策については図表４を参照）。

⁶⁴ 国土交通省「防災用語ウェブサイト（水害・土砂災害）」
<<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=naisuihanran>>

図表4 令和8年8月千葉豪雨等への対応（内閣府（防災担当）とりまとめ）

- 令和8年8月千葉豪雨では、住宅の浸水、帰宅困難者の発生や、多数の車両の水没など、住民生活に大きな影響が出ている。大雨特別警報発表時の運転に係る緊急の情報発信や予防的な通行規制などのほか、被災者の生活となりわいの再建、被災地の復旧のために緊急に講ずべき施策について、被災自治体と連携して速やかに対応していく。
- また、内水氾濫により顕在化した課題への対応策を議論するための検討会を開催する。

1. 緊急の支援策

（１）生活の再建

● 避難生活環境の整備・住まいの確保

- ・ ホテル・旅館等への避難を支援
- ・ ボランティアの活動環境整備
- ・ 罹災証明書の早期交付のための人的支援等
- ・ 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理への支援
- ・ 浸水マンションの電源等復旧への支援
- ・ 被災者生活再建支援金等の迅速な支給
- ・ 災害廃棄物処理への支援 等

● 切れ目のない被災者支援等

- ・ 災害ケースマネジメントの推進
- ・ 迅速な保険金支払い、保険料の払込猶予、既往債務の返済猶予等の柔軟な対応の要請
- ・ 自然災害債務整理ガイドラインによる被災者の債務整理の支援
- ・ 雇用保険の基本手当の特別措置 等

- ・ 地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置を講じる

（２）なりわいの再建

● 農林漁業者の支援

- ・ 共済金の早期支払いや災害関連資金の金利負担軽減等

● 被災中小企業・小規模事業者への支援

- ・ 災害復旧貸付、セーフティネット保証4号の適用等

（３）災害復旧等

● 交通の確保

- ・ 被災車両の撤去への支援
- ・ 被災鉄道の復旧に向けた技術的支援
- ・ 被災地における交通の円滑化 等

● 迅速な災害復旧

- ・ 公共土木施設、農地・農業用施設等の迅速な復旧
－ 激甚災害（本激）指定による国庫補助率かさ上げ（農地等）
- ・ 災害査定効率化
- ・ 医療機関、社会福祉施設、学校、文化財、警察車両等の復旧支援
- ・ TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援 等

（出所）内閣府「令和8年8月千葉豪雨等への対応」（令和8年9月11日 内閣府（防災担当）とりまとめ）より一部抜粋

また、令和8年8月千葉豪雨において広範囲に発生した内水氾濫による被害を踏まえ、関係機関が連携して課題の検証を行い、内水氾濫を未然に防止するための治水対策、内水氾濫に備えたインフラ等の浸水対策、住民の避難行動を支援するための方策等について検討し、防災庁の設置も見据えた実効性のある対策を取りまとめることを目的として、「令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会」を開催することとし、初回の検討会を令和8年9月11日に開催した。関係省庁が連携して、内水氾濫時の避難の在り方、都市型水害の被害軽減対策、アンダーパスへの侵入対策などを検討し、令和8年11月以降（冬頃）には対策を取りまとめる予定としている。初回の検討会においては、検討会で議論すべき3分野の論点が示された（詳細は図表5参照）。

図表5 「令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会」において議論すべき論点

論点① 氾濫を発生させないための治水対策 ➤ 「流域治水」の考え方に基づき、内水氾濫を未然に防ぎつつ、困難な場合であっても氾濫量や浸水位をできるだけ軽減する対策	
論点② 氾濫に備えた地域全体の浸水対策 ➤ 冠水したアンダーパスへの車両の進入を防止する対策 ➤ 被災車両による通行支障等を早期復旧するための事前対策 ➤ ビル設備への浸水の影響を軽減する対策 ➤ 都市における地下空間の浸水対策	
論点③ 氾濫から命を守るための避難行動の支援策 (1) 避難行動の指針 ➤ 内水氾濫時における避難行動の基本方針 ➤ 内水氾濫と外水氾濫の複合災害の際の避難のあり方 ➤ 自動車で移動している最中の浸水への対応 ➤ 公共交通機関が運行停止した際の対応 (2) 平時の情報 ➤ 内水リスク情報の充実 ➤ 内水浸水想定計算条件の確認 ➤ 地下等の危険箇所の事前周知	(3) 臨機の情報 ➤ リアルタイムの浸水情報の充実 ➤ 降雨・浸水の危険度についての見通し情報の充実 ➤ 避難場所・一時滞在施設の情報提供 (4) 情報提供手段の充実 ➤ 自分のいる場所のリスク表示の仕組み ➤ プッシュ通知の充実

(出所) 内閣府 令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第1回）（令8.9.11）資料4より一部抜粋

（イ）国土交通省

令和8年8月千葉豪雨において内水氾濫による浸水被害が甚大なものとなったことを受けて、国土交通省は新たに「水災害調査・対策検討委員会」（有識者会議）を設置した。同検討委員会では、千葉豪雨や名古屋市で発生した「都市型」水害の特徴を踏まえ、内水に関するリスク情報の充実と周知の強化、都市部における壊滅的な経済被害を軽減するための雨水貯留管を始めとする施設対策などについて、ハード・ソフト両面から検討を行っていくとしている⁶⁵。9月18日に開催された初回の検討委員会では、今回の都市部での施設の整備水準を超える豪雨によって生じた被害状況と、これまでの対策の状況と効果等を踏まえて整理された今後の対応方針の案が示された。今後、令和8年内を目途に、都市型の内水氾濫対策等について取りまとめることとしている。

イ 顕在化した主な個別課題と対応方針

これらの検討テーマのうち、特に問題となったのが、（ア）アンダーパス等での人的被害の発生、（イ）被災車両への対応、（ウ）集合住宅の地下浸水による被害である。

（ア）アンダーパス等での人的被害の発生

主に市街地で道路や鉄道等と交差し、前後区間に比べて急激に道路の高さが低くなっている区間（アンダーパス）は、設置された排水ポンプの能力を超える大雨が降った場合に冠水するおそれがある。アンダーパスは全国に3,841か所存在している⁶⁶。

アンダーパスには①短時間で大量の雨水が集まりやすい、②濁った水や高低差で冠水状態が見えにくい、③車が水没するとエンジンが止まり、水圧でドアが開かなくなると

⁶⁵ 金子恭之国土交通大臣会見要旨（令8.9.15）

⁶⁶ 国土交通省「全国のアンダーパス部の箇所数（都道府県別）」（令7.3.31時点）

いった危険性がある⁶⁷。

令和 8 年 8 月千葉豪雨で死者が出たアンダーパスの一つである国道16号村田町アンダーパス（千葉市中央区）は、冠水時に自動で作動するはずの排水ポンプや、通行止めを示す電光掲示板が停電で機能せず、非常用発電機⁶⁸も動かなかったことが判明した⁶⁹。

国土交通省は、同アンダーパスを含む全国 7 か所について、9 月 1 日から順次予防的な事前通行規制を導入し、レベル 4 大雨危険警報で通行止めとすることを発表した⁷⁰。その後、9 月 17 日からは新たに 15 か所で導入を拡大し、計 22 か所で運用することとした⁷¹。

また、国土交通省は 10 月 6 日に、アンダーパスの冠水事故の防止に向けて具体的な対策を整理した「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドライン」を策定した。同ガイドラインは基本的な考え方として、①「予防的な事前通行規制、冠水時における速やかな通行規制」、「車両進入防止対策」、「排水機能の確保等」を組み合わせた多重防御、②異常発生時にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を設定の 2 点を挙げ、設備及び運用の両面から各箇所の状況に応じて、実効性のある冠水事故防止対策を講じることとしている（詳細は図表 6 参照）。

このほか、千葉県からは、アンダーパス等の排水ポンプの適切な機能維持等のほか、車両侵入を防止するための遮断機（バルーン）等の機能追加に必要な財政支援を講ずることが要望として挙げられており⁷²、財政支援面の取組についても注目される。

⁶⁷ 『日本経済新聞』（令 8. 10. 1）

⁶⁸ この発電機は 1984 年設置と古く、起動する仕組みが現在の一般的な設備とは異なると報じられている（「アンダーパス冠水で死亡事故 千葉豪雨、防げなかった都市型水害」『日経コンストラクション』（2026. 9））。

⁶⁹ 『読売新聞』（令 8. 9. 13）

⁷⁰ 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所「村田町アンダーパスはレベル 4 大雨危険警報で通行止めします～予防的な事前通行規制を初めて導入～」（令 8. 8. 31）

⁷¹ 国土交通省「直轄国道のアンダーパス予防的な事前通行規制 導入拡大箇所」（令 8. 9. 17）

⁷² 千葉県「令和 8 年 8 月千葉豪雨による災害における緊急要望」（令 8. 8. 27）

図表6 アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドライン【概要】

1. はじめに ■背景・目的 - 大雨の頻発化・激甚化 - アンダーパスの冠水による、人的・物的被害の発生	
■基本的な考え方 - 予防的な通行規制、冠水時における速やかな通行規制、車両進入防止対策、排水機能の確保等を組み合わせた多重防御 - 異常発生時にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を設定	
2. アンダーパスの通行規制の基本的な考え方 - リスクが想定される箇所は、冠水発生時に警告表示、速やかに物理的な通行規制を実施 - さらに人的・物的被害があるなど、リスクが高い箇所は、予防的な事前通行規制を実施等	
3. 予防的な事前通行規制等の実施 ■予防的な事前通行規制の基本的な考え方 「特に高い冠水リスク箇所」について、予防的な事前通行規制を実施 - 規制基準は原則、警戒レベル4相当防災気象情報及び時間雨量を基本として設定 ■冠水発生時の速やかな通行規制 - すべての箇所について、冠水を確認・検知した場合には、速やかに通行規制を実施 ■設備異常時 - フェールセーフの考え方により、停電・設備異常時は早期規制を実施	4. 車両進入防止対策の強化 ■基本的な考え方 - 進入防止、注意喚起、監視の対策を組み合わせた多重防御により車両の進入を防止 - フェールセーフの体制・運用を構築 ■通行規制時の進入防止措置 - 規制箇所への資機材配置 - 速やかに、バリケード等を配置 - 進入防止設備の設置 「特に高い冠水リスク箇所」では、基本的に遠隔遮断機（自動含む）等を設置 ■注意喚起対策 - 水深等の注意喚起の路面・側壁標示、看板の警告標示、道路情報板、赤色灯の活用により注意喚起
■通行規制の実施・解除 ■迂回誘導・情報提供 警察等関係機関と事前に対応を調整	5. 排水機能の確保 - 基本的な考え方 - 排水機能の確保 - 停電、設備異常時の機能確保 - 設備の点検・維持管理・更新
6. 関係機関との連携 関係機関との連携・情報共有・確認	
7. 道路利用者への情報提供・注意喚起 - 道路利用者へ出控え、安全最優先の行動及び事前通行規制予測の把握を呼びかけ - 道路緊急ダイヤル（#9910）による冠水報告や脱出用ハンマーの携行など、道路利用者へ周知等	
8. アンダーパス冠水事故防止対策推進計画 計画において、対策の方針及び実施目標を定める	

※令和8年8月27日付け事務連絡「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けた当面の対応について」を踏まえ、策定

（出所）国土交通省道路局環境安全・防災課 「アンダーパスの冠水事故防止に向けたガイドラインを策定～『冠水する前に止める、入らせない』対策を推進～」別紙（令8.10.6）

（イ）被災車両への対応

千葉市は、レッカー車両移動・保管等に伴い、多額の経費負担が生じていることや所有者への引渡しに時間を要していることを課題として挙げている。

なお、同市のホームページでは、被災車両について所有者への引取りが呼びかけられ、1台の車両が保管されたままとなっている（10月1日時点）。この自動車は電話番号が不明であるため、連絡が取れないようである。被災車両については、所有者不明のままであれば、いずれ地方公共団体の判断で処分されることになる⁷³。

千葉県からは、「現行制度では、道路管理者が道路啓開を行った場合、レッカー車両移動・保管等に伴い、多額の経費負担が生じていることから、国の財政支援措置を講ずること。また、車両撤去に時間を要することから、迅速に撤去が行えるよう、人的物的支援のほか、仮置き場の提供などの各種支援を拡充すること。」との要望がなされている⁷⁴。

また、千葉市は、今後、①車両の移動・保管等に係る国の財政支援を含めた仕組みの構築、②車両所有者情報を迅速に把握するための仕組みの構築、③車両の迅速な撤去に

⁷³ 経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省物流・自動車局自動車情報課、環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室「令和8年8月13日からの大雨により被災した自動車の処理について」（令8.8.14）

⁷⁴ 千葉県「令和8年8月千葉豪雨による災害における緊急要望」（令8.8.27）

向けた仮置き場の確保を検討事項として挙げている⁷⁵。

(ウ) 集合住宅の地下浸水による被害

令和8年8月千葉豪雨では、都市型内水氾濫によってマンションやアパートといった集合住宅の1階や地下が浸水し、電気設備や給水ポンプが被災した。これらの設備が被災すると修理がなされるまで、外部からの送電が復旧しても、集合住宅では停電によるエレベーターの停止や断水が発生したままとなり、建物全体が機能しなくなる。たとえ、個々の部屋に被害がなくても長い間、日常の暮らしに支障が生じることが問題となっている。

こうしたことから、応急仮設住宅のうち賃貸型応急住宅（いわゆるみなし仮設住宅）への入居について、千葉市は、国と市の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者として「集合住宅において、浸水により電気設備等が故障し、水道、電気等各住戸に供給されない等により、長期（1か月以上）にわたり自らの住宅に居住できない方のうち市長が認める方（罹災証明の提出が必要）」を加えている⁷⁶。ただし、この入居については、今回の豪雨に限った特例的措置であるとされている⁷⁷。

区分所有マンションの共用部分の復旧のため、災害救助法に基づく応急修理については、修理を必要とする複数の世帯が共同で申し込むこととされており、具体的には、申込の代表者が各世帯の応急修理申込書を取りまとめ、市町村に提出することが考えられるとされる⁷⁸。対象世帯は、修理する部位によって異なるが、専有部分の応急修理を申し込んだ世帯が、共用部分の応急修理についても申し込む場合は、1世帯当たりの限度額（令和8年度：半壊又は大規模半壊は757,000円、準半壊は367,000円）から専有部分の応急修理に要する額を差し引いた額が当該共用部分の応急修理の限度額となる（専有部分及び共用部分の応急修理に係る費用を合計した額≤1世帯あたりの限度額）⁷⁹。

なお、「応急修理制度」で共用部分の適用を受けるには、居室部分も「準半壊⁸⁰以上」と認定されることが要件とされること⁸¹や、高額な費用負担を伴う防災対策は住民の合

⁷⁵ 内閣府 令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第1回）（令8.9.11）資料6 千葉市「令和8年8月千葉豪雨に伴う被害状況について」

⁷⁶ 千葉市ウェブサイト「【令和8年8月千葉豪雨・台風第25号】災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の供与について」〈https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseibi/r8gouusaigai_chintai_oukyukasetu.html#nyukyonotaisho〉

⁷⁷ 『産経新聞』（令8.9.13）

⁷⁸ 内閣府（防災担当）「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」（令和3年5月）58頁。なお、「管理組合があるマンションにおける共用部分に係る応急修理の場合、他の法令、地方公共団体の要綱等及び当該マンションの規約等が定めるところに従い、必要な手続きの下、管理組合名による当該共用部分に係る応急修理の申込みを受理して差し支えない。」とされる（内閣府政策統括官（防災担当）「災害救助事務取扱要領」（令8.6）130頁）。

⁷⁹ 内閣府政策統括官（防災担当）「被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応のための手引き」（令3.5）53頁

⁸⁰ 準半壊は、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものと定義されている。地下設備は建物全体から見れば10%未満という計算になる（『読売新聞』（令8.9.15））。

⁸¹ 『毎日新聞』（令8.9.13）

意形成がハードルになるとの指摘がある⁸²。

また、被災時のソフト面の支援の課題としては、千葉市が、物資の提供等、既存の支援の枠組みでは迅速な支援が困難であるとして、ライフラインが途絶した集合住宅の入居者に対し、物資供与や保健師等の職員派遣などの被災者支援に対する仕組みの構築が検討課題であるとされる⁸³。

このほか、内水氾濫を想定したハザードマップの整備も課題である。

洪水（外水）に対するリスク情報は、洪水浸水想定区域が100%指定済みであり、洪水ハザードマップは、洪水予報河川・水位周知河川について約99%、中小河川について約72%の市区町村が公表済み（令和8年8月末時点）⁸⁴であるのに対し、雨水出水（内水）については内水ハザードマップの公表済み市区町村が約31%（令和8年3月末時点）⁸⁵と取組が遅れている。マンションについて内水氾濫が起きやすいハザードエリアに建設するのならば、新規のマンションは初めから電気設備などを浸水しにくい設計にすべきであり、規制も検討されるべきである。既存のマンションについては、ハザードエリアに指定されることで、新たな修繕費用と大規模な改修について合意形成がハードルとなる上に、価格下落を嫌って売却が急がれるなど住民の対応に温度差が生じるなど難題を抱えることが予想される。

4. おわりに

本稿で取り上げた二つの災害では、これまでに発生した災害に際してはあまり見られなかった新たな課題に直面することとなった。本年11月2日に設置される防災庁には、このように災害ごとに発生する様々な課題に対して調査・研究を進め、なるべく事前防災の取組を強化していくことが期待される。また、防災対策の第一次的責務を担う地方公共団体の災害対応能力を更に高められるよう、実効的な支援を行う役割を果たすことも期待される。

なお、本稿において取り上げることができたのは、本年に発生した多数の災害のうち二つにとどまっているほか、取り上げた災害に関しても、課題を網羅的に抽出することはできていない。また、大規模な災害の発生が国会閉会中の時期に当たったことから、委員会等における災害論議から論点を拾うことができなかった。こういった点については、機会を改めて取り上げることとしたい。

（ほし ゆか）

⁸² 『毎日新聞』（令8.9.13）

⁸³ 内閣府 令和8年8月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会（第1回）（令8.9.11）資料6 千葉市「令和8年8月千葉豪雨に伴う被害状況について」

⁸⁴ 国土交通省「洪水浸水想定区域の指定と洪水ハザードマップの公表状況」（令和8年9月28日集計）

⁸⁵ 国土交通省「高潮・内水ハザードマップ公表状況」